

健感発 0816 第 3 号
生食監発 0816 第 2 号
平成 28 年 8 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

E型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による E 型肝炎に係る届出数は、平成 24 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は例年に比して増加しており、第 28 週までに、既に 233 例の届出がありました。

E 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、主に汚染された水や、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生子防の観点から、E 型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、別添実施要領を参照し、患者の糞便等検体の確保及び提出、E 型肝炎ウイルスの汚染が疑われる食品や環境中等から検出されたウイルス解析情報の提出等をお願いいたします。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます。）は、以下の連絡先をお願いします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス kishii@nih.go.jp

（検査方法） <http://www0.nih.go.jp/niid/reference/HE-manual.pdf>